

「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」 の見直し等について（案）

資料1

1. 基本方針の見直し

施策の評価結果、近年のひとり親家庭及び寡婦の家庭生活及び職業生活の動向、専門委員会での意見聴取の結果等を踏まえ、今後、パブリックコメント等の手続を経て、年度内に令和2年度から令和6年度までの5年間の基本方針として見直しを行う。

見直しのポイント

【家庭生活及び職業生活の動向】

最新の統計データに更新（p. 1～24）

自分の健康に困っている母子世帯が一定割合存在することの追記（p.23）

収入が高くとも債務を負い経済的な問題を抱えている父子世帯が想定されること追記（p.24）

【今後の施策の基本的な方向性、基本目標】

1. 相談支援関係

母子・父子自立支援員が十分な相談支援を担うことができるよう必要な体制や環境の整備（p. 28～29）

母子生活支援施設や地域の民間団体との連携によるきめ細かな相談支援（p.29～30）

アウトリーチ型の相談やSNSの活用（p.30）

行政内の各担当部署が有する情報を把握・活用した相談支援（p.30）

自治体窓口におけるプライバシーの保護等に配慮した事務運営（p.30～31）

様々な事情を抱えていることを理解した職員による寄り添った相談、相談関係職員の人材の確保と専門性向上（p.31、40～41）

2. 子育て・生活支援関係

個々のニーズに応じた支援施策のあっせん（p.31～32）

子どもの学習支援に関し、地域資源の活用や好事例・課題への対応事例の収集展開（p.32）

3. 就業支援関係

自己肯定感を高める内容やライフプランに関するものを盛り込んだ就業支援（p.33）

子どもの就労支援（p.34）

4. 養育費の確保及び面会交流関係

関係機関や民間団体と連携した支援（p.35）

先駆的取組み・諸外国の制度等を踏まえた検討（p.39）

5. 経済的支援関係

近年の制度の拡充についての丁寧な説明（p.40）

生活実態等に対応した制度の整備推進、適切な事務運営の整備（p. 40）

【地方自治体における施策の推進】

自立促進計画が未策定の自治体に対する計画策定の促進（p.25）

国の補助事業の積極的な活用（地方自治体による実施状況のばらつきの解消）、地域のニーズに応じた施策の展開（p.25・26）

活用可能な地域資源（地域で活動する民間団体等）の把握（p.67）

2. 基本方針の見直し以外の検討事項

(1) 平成26年改正法の5年後見直し事項（法改正を要する事項）

児童扶養手当と公的年金については、「稼得能力の低下に対する所得保障」という同一の性格を有しているため、従前は全く併給が認められていなかったが、児童扶養手当よりも低額の年金を受給するために児童扶養手当を受給できないケース（父母に監護されない児童を養育している祖父母が低額の老齢年金を受給している場合等）が生じていたことから、これに対応するため、平成26年の法改正において、年金額が児童扶養手当額を下回る場合、差額分の児童扶養手当を支給することとした。

一方、平成26年の法改正後も、**障害年金を受給しているひとり親家庭は、就労ができなくとも、障害年金額が児童扶養手当額を上回ると児童扶養手当が受給できないなど厳しい状況におかれていることを踏まえ、更に調整方法の見直しを図る。**

見直しの方向性

障害基礎年金の受給者について、児童扶養手当と障害年金の併給調整の方法を見直し、児童扶養手当の額と障害年金の子の加算部分の額との差額を受給することができるようにする。

児童扶養手当と障害基礎年金の子加算は、いずれも児童がいることに着目して支給されていることを勘案。

(2) 今後の検討事項

本専門委員会において、今後のひとり親家庭への支援施策に関して、次のような検討事項を含め、委員及び参考人から様々な意見をいただいております。今後の施策に当たりこれらに十分に留意するとともに、今後とも本専門委員会など様々な場で関係者から意見を聴取し、関係省庁と連携のもと施策を推進する。

母子・父子自立支援員による相談支援をはじめとする相談支援体制について、その実態の調査を行い、情報機器の活用を含め、必要な対応を検討

父子家庭に対する支援施策は拡充されてきているが、支援者の意識等を含めた実態を調査し、父子家庭に対する必要な支援施策を検討

住居に関する支援について、地方公共団体の取組みを踏まえつつ、国土交通省と連携しながら、必要な対応を検討
家族法分野における立法について論点の整理を行っている家族法研究会において、専門委員会で提起された意見を報告

【参考1】母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針（案）の全体像

1. 方針のねらい

母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に基づき、特別措置法等の趣旨、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の実態等を踏まえつつ、母子家庭等施策の展開の在り方について、国民一般に広く示すとともに、都道府県、市(特別区を含む。)及び福祉事務所を設置する町村において自立促進計画を策定する際の指針を示すこと等により、母子家庭等施策が総合的かつ計画的に展開され、個々の母子家庭等に対して効果的に機能することを目指すものである。

2. 方針の対象期間 令和2年度から令和6年度までの5年間

第1 母子家庭等及び寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項

- 離婚件数の推移等
- 世帯数の推移等
 - 世帯数
 - 生別、死別の割合
 - 寡婦の数等
 - 児童扶養手当受給者数
- 年齢階級別状況
- 住居の状況
 - 持ち家率、借家、公営住宅等の割合
- 就業状況
 - 正規の職員・従業員、パート・アルバイト等の割合
- 収入状況
 - 平均年間収入、平均年間就労収入
- 学歴の状況
- 相対的貧困率
- 養育費の取得状況
- 面会交流の実施状況
- 子どもの状況等
 - 子どもの数、就学状況別
- その他
 - 公的制度等の利用状況
 - 子どもについての悩み
 - 困っていること
 - 相談相手について
- まとめ

第2 母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項

- 今後実施する母子家庭等及び寡婦施策の基本的な方向性
 - 国、都道府県及び市町村の役割分担と連携
 - 関係機関相互の協力
 - 相談機能の強化
 - 子育て・生活支援の強化
 - 就業支援の強化
 - 養育費の確保及び面会交流に関する取決めの促進
 - 福祉と雇用の連携
 - 子どもの貧困対策
- 実施する各施策の基本目標
 - 子育てや生活の支援策
 - 就業支援策
 - 養育費の確保及び面会交流に関する取決めの促進
 - 経済的支援策
 - その他(職員の人材確保・専門性向上等)
- 母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のために講ずべき具体的な措置に関する事項
 - 国等が講ずべき措置
 - 都道府県、市町村等が講ずべき措置に対する支援
 - 就業の支援に関する施策の実施の状況の公表
 - 基本方針の評価と見直し
 - 関係者等からの意見聴取
 - その他(関係団体との連携等)

第3 都道府県等が策定する自立促進計画の指針となるべき基本的な事項

- 手続きについての指針
 - 自立促進計画の期間
 - 他の計画との関係
 - 自立促進計画策定前の手続調査・問題点の把握基本目標合議制機関からの意見聴取関係者等からの意見聴取
 - 自立促進計画の評価と次期自立促進計画の策定評価施策評価結果の公表次の自立促進計画の策定
- 自立促進計画に盛り込むべき施策についての指針
 - 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項
 - 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項
 - 福祉サービスの提供、職業能力の向上の支援その他母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の生活の安定と向上のために講ずべき具体的な措置に関する事項厚生労働大臣が提示した施策メニュー都道府県等及び市等独自の施策メニュー

【参考2】ひとり親家庭等への支援施策の動き

平成27年10月 基本方針の見直し

- ・ 子育て・生活支援策、 就業支援策、 養育費の確保策、 経済的支援策の総合的支援を実施。
- ・ 専門委員会で示された課題、H26法改正事項、子どもの貧困対策に関する状況等を踏まえ以下の新たな事項を追加。
相談支援体制の整備（ワンストップ相談窓口の設置推進、母子・父子自立支援員等の研修の実施）
学習支援の推進 親の学び直しの支援 在宅就業の推進 養育費の確保及び面会交流の支援の強化 広報啓発の実施等

平成27年12月 すくすくサポート・プロジェクト（ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト） 子どもの貧困対策会議決定

【支援施策の拡充】平成28年度

- ・ ワンストップ化の推進（現況届時の集中相談体制の整備等）
- ・ 自立支援教育訓練給付金の充実（訓練費用の2割 6割）
- ・ 高等職業訓練促進給付金の充実（支給期間の延長（2年 3年）等）
- ・ 子どもの生活・学習支援事業の創設
- ・ 養育費等支援事業の充実（弁護士による相談事業の実施）
- ・ 母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付利率の見直し

平成28年 8月 改正児童扶養手当法施行
（第2子以降の加算額の倍増）

平成28年11月 全国ひとり親世帯等調査（平成29年12月公表）

平成30年 9月 改正児童扶養手当法施行
（令和元年11月から支払回数を年3回から年6回に拡大）

【支援施策の拡充】

- 平成29年度・自立支援教育訓練給付金の充実
- 平成30年度・高等職業訓練促進給付金の拡充
- ・ 母子父子寡婦福祉資金貸付金の拡充
- ・ 未婚のひとり親家庭に対する寡婦（夫）控除のみなし適用の実施
- ・ 児童扶養手当の全部支給所得制限限度額の引き上げ

【支援施策の拡充】令和元年度

- ・ ひとり親家庭等生活向上事業の拡充（地域の民間団体の活用等によるひとり親家庭等の継続的な見守り支援等の実施）
- ・ 自立支援教育訓練給付金の拡充（専門資格の取得を目的とする講座を追加）
- ・ 高等職業訓練給付金の拡充（支給期間の延長（3年 4年）、最終年における給付金の増額）
- ・ 離婚前後親支援モデル事業の創設
- ・ 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給（令和2年1月支給）

【支援施策の拡充】令和2年度（予定）

- ・ 母子・父子自立支援員等の専門性の向上を図るための研修受講の促進等（研修受講費や受講中の代替職員の経費等を補助を実施）
- ・ ひとり親家庭日常生活支援事業の拡充（補助単価の引き上げ、定期利用の対象を小学生まで拡大）
- ・ ひとり親家庭等生活向上事業の拡充（母子生活支援施設を活用し、短期間の施設利用による子育て指導・助言、相談等を実施）
- ・ ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の拡充（受講終了時の支給割合の見直し）
- ・ 離婚前後親支援モデル事業の拡充（親支援講座に加え地方自治体の実施する養育費履行確保等に資する先駆的な事業への補助を実施）
- ・ 母子父子寡婦福祉資金貸付金の拡充（ひとり親家庭の子どもが大学等に就学しやすい環境を整えるため、就学支度資金や修学資金に受験料や修学期間中の生活費等を加える。）